

2020年度各種奨学生等の募集について（お知らせ）

神奈川県・横浜市奨学金申し込み希望者は、必ず4/4・6のうちに事務室窓口前のレターケースより応募書類を受け取りください（なお、横浜市奨学金希望者は、出身中学校で作成してもらう「推薦証明書」（所定用紙）を3月中に準備しておいてください。詳細は下記参照）。応募書類を受け取ったら、締切日までに提出してください。
 ※（下記1.～3.以外）個人申込の奨学金は居住地の役所等へ直接お問い合わせください。

1. 神奈川県高等学校奨学金

【定期採用について（昨年度実績、詳細は応募書類参照）】※随時採用については担当者へお問い合わせください。

- (1) 金額 月額1, 2, 3, 4万円から選択。を貸付。
 (2) 資格 第一種奨学金：生徒本人が神奈川県内に住所を有していること。かつ奨学生が県内の高校に在学する生徒であること。第二種奨学金：保護者が県内に住所を有していること。所得要件は、保護者の県民税・市民税所得割額の（父母）合計が409,600円未満であること。

※この奨学金は卒業後に返還しなければなりません。ただし、第一種奨学金のみ、免除の要件（申込時の保護者の県民税・市民税所得割額と在学中の一定成績（評定平均4.6）以上である場合など）を満たせば返還免除される場合があります。

【予約採用について（中学3年生在学中に予約採用となっている該当者のみ）】

中学3年生在学中に予約採用となった1年生は、（事前に県から送付済）必要書類を県指定期日までに事務室窓口前設置の（提出用）専用BOXへ提出してください。

2. 横浜市高等学校奨学金（昨年度実績：詳細は応募書類参照）

※応募書類は横浜市教育委員会のHPからダウンロードできます。下記冊子参照。

- (1) 金額 月額5,000円（年額60,000円）を給付。
 (2) 資格 a. 保護者の住所が横浜市内にあること。
 b. 1年生のみ出身中学校で作成してもらう「推薦証明書」（所定用紙）が必要。
 ※所定用紙は横浜市教育委員会HPよりダウンロードのうえ、3月中に中学校先生へ依頼、準備をしておいてください。
 c. 世帯収入が少なく学費の支払いが困難なこと。
 d. 前年の全履修科目の評定平均値が3.7以上であること。

※この奨学金は返還する必要はありません。他の奨学金との併給もできます。

注意) 横浜市奨学金出願希望者へ 「出身中学校で作成してもらう「推薦証明書」（所定用紙）について」横浜市高等学校奨学金の申し込みには、出身中学校で作成してもらう「推薦証明書」（所定用紙）が必要となるため、応募書類を下記横浜市教育委員会HPより所定用紙をダウンロードのうえ、できるだけ、3月中に中学校先生へ依頼をしてください。

※学校提出締切日の4/17(金)に間に合うように準備しておいてください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sidou2/syogakukin/>

（政府の学校臨時休校要請により）事務への問い合わせ時間は、平日（月～金）のみ10:00～16:00（11:30～12:30 昼休）となります。

3. 川崎市高等学校奨学金、法政大学国際高等学校奨学金

受付期間は6月になります。募集のお知らせは6月予定（クラス担任よりホームルームで配布）。

※ この奨学金は返還する必要はありません。他の奨学金との併給もできます。

4. 横浜市奨学金・神奈川県奨学金【定期採用分】の学校取り纏め 提出締切

横浜市奨学金・神奈川県奨学金【定期採用分】共通

4月17日（金）16時まで（厳守）

【提出方法】封筒に入れ、封をして事務室窓口前設置の（提出用）専用BOXへ提出してください。

※ 締切日を過ぎた場合には受付できませんのでご了承下さい。

5. 高等学校等就学支援金（授業料補助）等について（別紙参照）

「(国の授業料補助)高等学校等就学支援金」は、昨年からe-Shienシステムが導入されています。

今後の申請の流れ（昨年実績）は、4月初めに生徒へ申請書及びマイナンバー貼付台紙の配布、4月中旬で学校へ申請書及びマイナンバー貼付台紙提出、学校取り纏め後、県へ申請書、マイナンバー台紙を送付予定です。※「(県の授業料補助)神奈川県学費補助」は5～6月頃、県から学校へ募集要項が届きましたら、6月頃、クラス担任より、ホームルームで応募書類を配布予定。

以上

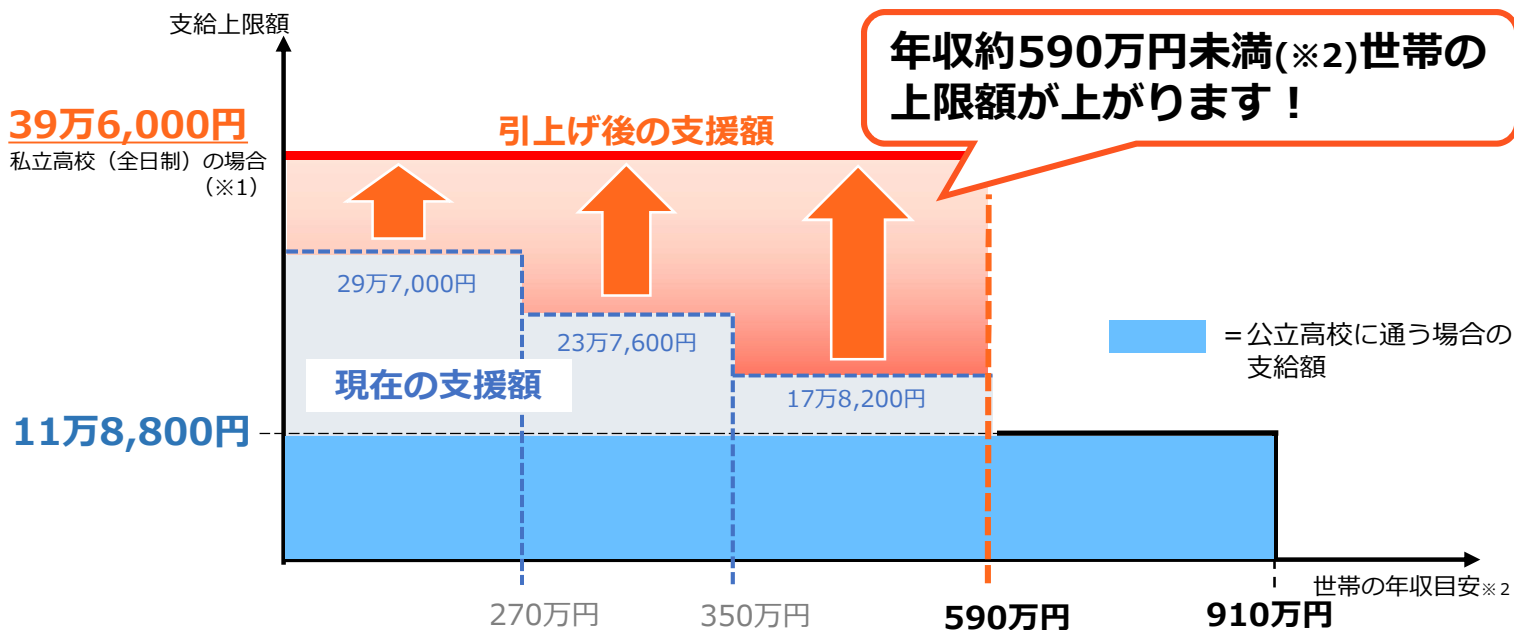
照会先： TEL 045 (571) 4663

令和2年4月から

私立高校授業料実質無償化

がスタート！

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円、
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）。

お申込みについて

（新入生の皆さん）

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。
※令和2年4月より、一部の書類がオンラインにより提出できるようになります。

（在校生の皆さん）

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。
既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。

現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）も対象です。

※平成25年度以前の制度で受給している生徒は対象外です。

文部科学省のwebサイトには、
各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、
令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。



対象となる方の判定基準について

令和2年4月分～6月分（令和元年度と同様）

○都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（両親2人分の合計額）により判定

所得割額の合算額 < **257,500円**
都道府県民税103,000円 + 市町村民税154,500円
 (年収590万円未満に相当)

支給額：最大396,000円

(257,500円以上)
 < **507,000円**
都道府県民税202,800円 + 市町村民税304,200円
 (年収910万円未満に相当)

支給額：118,800円

* 確認方法 → **令和元年度の課税証明書等で確認**

課税証明書等に記載されている「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認し、金額を合算します。

住民税決定通知書の場合

見本

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

課税証明書の場合

見本

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

※本様式は一例です。課税証明書の様式は市町村によって異なります。

令和2年7月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】 **市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

上記による算出額 < **154,500円**

支給額：最大396,000円

(154,500円以上)
 < **304,200円**

支給額：118,800円

マイナポータルHP



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

私立高等学校等、

年収約700万円未満世帯 授業料実質無償化、 非課税世帯まで 入学金実質無償化^{予定}

令和2年第1回神奈川県議会定例会の審議を経た上で決定されます。

神奈川県では、私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、授業料・入学金の補助(返還不要)を行っています。令和2年度は、国の就学支援金の支給上限額引上げに伴い、県の学費補助金を見直し、授業料については、年収約700万円未満の世帯の方に対して444,000円まで、入学金については、生活保護世帯・住民税非課税(年収約270万円未満)世帯の方に対して208,000円まで支援します。

年収約590万円以上700万円未満世帯の補助額(年額)^{※1}

令和元年度 授業料補助
193,200円 ^{※2}

250,800円
増額



令和2年度(予定)
授業料補助
444,000円 ^{※2}
(県内私立高校の平均授業料)

非課税(年収約270万円未満)世帯までの補助額(年額)^{※1}

令和元年度 入学金補助
100,000円 ^{※3}

108,000円
増額



令和2年度(予定)
入学金補助
208,000円 ^{※3}
(県内私立高校の平均入学金)

※1 年収はあくまで目安であり、所得区分の判定は裏面の「区分の判定」とおり行います。

※2 就学支援金(国の制度)と学費補助金(県の制度)の合計額です。

※3 学費補助金(県の制度)です。

授業料補助と入学金補助を合わせると、
非課税世帯までの方に対しては、**最大652,000円**、
年収約700万円未満の世帯の方に対しては、**最大544,000円**支援!

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

神奈川県 学費支援

検索

<参考> 県内私立高校の入試情報

私立高校では、2月中旬以降も生徒の募集の受付を行う学校があります。

2月18日に県ホームページで最新情報を掲載予定です。なお、出願方法や出願期限等の詳細は各学校へお問合せください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/cnt/f450153/index.html>



令和2年度の授業料・入学金補助額（年額）

○ 区分の判定 は、次のとおり行います。

① 就学支援金	授業料補助	令和2年4月～6月分	令和元年度(平成31年度)の「県民税・市町村民税 所得割額 の合算額」(父母合計額)
		令和2年7月～令和3年3月分	令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※1」(父母合計額)
② 学費補助金	授業料補助	令和2年4月～令和3年3月分	令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※1」(父母合計額)
		入学金補助(100,000円まで)	令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※1」(父母合計額)
		入学金補助(208,000円まで)	令和2年度の「県民税・市町村民税 所得割額 の合算額」(父母合計額)

○ 以下の「年収の目安」は、あくまでも目安であり所得控除の状況などにより変わります。

年収の目安	約270万円未満	約590万円未満	約700万円未満	約750万円未満	約910万円未満	約910万円以上
県民税・市町村民税 所得割額の合算額	生活保護 (1月1日時点)	0円 (非課税)	257,500円 未満	507,000円 未満		507,000円 以上
市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額※1	生活保護 (1月1日時点)	154,500円 未満	約200,000円 (3月末頃決定予定)	約220,000円 (3月末頃決定予定)	304,200円 未満	304,200円 以上

年収	項目	授業料補助 (①就学支援金+②学費補助金) 上限額※2	入学金補助 (②学費補助金) 上限額※2	授業料補助の内訳(円)	
				①就学支援金	②学費補助金
約270万円未満		444,000円 実質無償!	208,000円※3 実質無償!	396,000※4	48,000
約590万円未満					
約700万円未満		193,200円	100,000円※3	118,800	325,200
約750万円未満					
約910万円未満		118,800円	対象外		対象外

※1 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

※2 学校への納付額が補助額を下回る場合、納付額が上限額となります。

※3 「②学費補助金」が対象の方のみ、支給されます。また、学校への納付額から県立高校入学金を控除した金額が補助額を下回る場合、その金額が上限となります。

※4 通信制は297,000円が限度額です。396,000円との差額は「②学費補助金」から支払われます。

① 就学支援金(国の制度) …… 県外の私立高等学校等に通う場合も申請できます。

② 学費補助金(県の制度) …… 県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に在学する方のみ申請できます。

【区分の判定に必要な、「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除」の確認方法】

課税証明書に「市町村民税(所得割)の課税標準額(課税所得額)」と「市町村民税の調整控除額」が記載されている場合は、記載の金額をもとに計算します。課税証明書に記載されていない場合は、マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)を活用して、ご自身の市町村民税の課税標準額(課税所得額)などを確認することができます。

なお、利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。

https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form

～マイナポータルについてのご不明点は、こちらにお問い合わせください～

内閣府 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

→音声ガイダンス「4番:マイナポータルに関するお問合せ」をご選択ください。

マイナポータルHP



— その他の補助制度(返還不要です) —

③ 神奈川県高校生等奨学給付金… 生活保護(生業扶助)世帯又は住民税所得割額の合算額が0円(非課税)世帯の方に対し、授業料以外の教育費負担を軽減します。令和2年度は非課税世帯(全日制等(第1子))の補助額が103,500円に増額予定です。

— 貸付の制度(返還が必要です) —

④ 神奈川県高等学校奨学金…………… 学資の援助を必要とする高等学校等生徒に奨学金の貸付を行う制度
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

問合せ 神奈川県教育委員会財務課 Tel. 045-210-8251(直通)

⑤ 母子父子寡婦福祉資金 ……………… ひとり親家庭の子どもへの修学等に当たって、福祉資金の貸付を行う制度
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/>

問合せ 市にお住まいの方:各市役所(福祉事務所)、町村にお住まいの方:県の各保健福祉事務所